

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
17	交通安全施設	信号機 (灯器改良)	左京区北白川小倉町 下鴨大洋線疏水道交差点	一方通行の道路向けに車両灯器が設置されているためスピードを上げて逆走する車が多い。撤去を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		下鴨署管内 (受付番号207)
18	交通安全施設	横断歩道	中京区西ノ京北円町18番地先 下立売通佐井交差点	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		中京署管内 (受付番号3)
19	交通安全施設	横断歩道	伏見区深草西浦町3丁目44番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		伏見署管内 (受付番号74)
20	交通安全施設	一時停止	北区小山下内河原町34番地先	一時停止の交通規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		北署管内 (受付番号116)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業

(府民提案型) < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>17</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (灯器改良)</p>		
<p>所在地</p>	<p>左京区北白川小倉町 下鴨大津線疏水道交差点</p>		
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通量の多い府道に位置する。 6枝の交差点 東詰に北行一方通行の交差路が接続 		
<p>要望内容</p>	<p>一方通行の道路向けに車両灯器が設置されているため、スピードを上げて逆走する車が多い。撤去を要望 受付番号207 (6月27日受理)</p>		
<p>位置図</p>		<p>交差点図面</p> 	
<p>対応案</p>	<p>この灯器については、交差点を二段階右折する軽車両が見るべき灯器となるため、撤去しない。 ただし、誤認を防ぐため、アームを短く (2m→0.5m) するとともに、灯器に「軽車両用」の文字板を設置する。</p>		



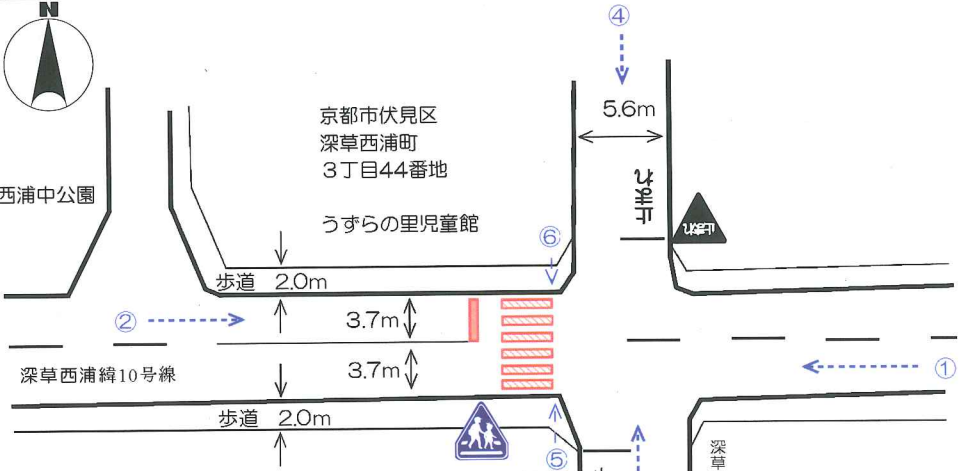
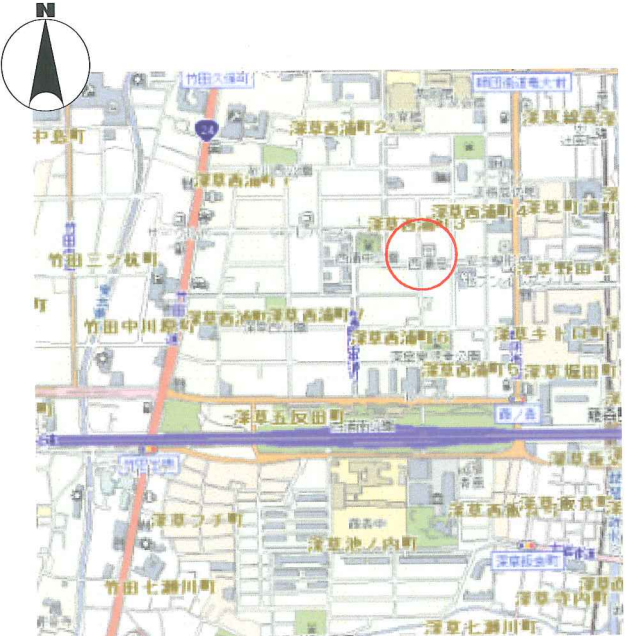
府民公募型安心・安全整備事業

(府民提案型) < 既要望 >

<p>整理番号</p>	<p>18</p>	<p>写 真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>横断歩道 (学童)</p>	<p>① </p>	<p>② </p>
<p>所在地</p>	<p>京都市中京区西ノ京北円町18番地先 下立売通佐井交差点</p>	<p>③ </p>	<p>④ </p>
<p>現在の状況</p>	<p>提案場所は、北行一方通行の佐井通と東行一方通行下立売通が交差する住宅地内で、佐井通の交通量は多く、下立売通の交通量は少ない。</p>		
<p>要望内容</p>	<p>市道佐井通と市道下立売通の交差点部北・南詰に横断歩道の設置要望。 受理番号3 (4月19日)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>下立売通が一方通行で歩行者の動線は南側が圧倒的に多いことから、南詰のみ実施する。横断歩道については、道路管理者による外側線の設置等道路整備措置が講じられることを条件に実施する。</p>		
		<p>交差点図面</p> 	

府民公募型安心・安全整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>19</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>横断歩道 (学童)</p>		
<p>所在地</p>	<p>京都市伏見区深草西浦町3丁目 44番地先交差点西詰</p>		
<p>現在の状況</p>	<p>要望場所は、児童館の東側に位置し、同館を利用する小学生等が深草西浦緯10号線を横断している。</p>	<p>交差点図面</p>	
<p>要望内容</p>	<p>横断歩道の設置要望。 受付番号74 (6月5日受理)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>横断歩道については、道路管理者による歩道切り下げ、外側線の設置等の道路環境整備措置が講じられることを条件に実施する。</p>		

府民公募型安心・安全整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)

整理番号	20
交通安全施設	一時停止
所在地	京都市北区小山下内河原町34番地先交差点
現在の状況	要望場所は住宅街の車道の見とおしの悪い交差点である。また付近は、地下鉄、バスターミナル、保育園、病院、大型商業施設等が隣接する区域であり、烏丸通と加茂街道を結ぶ道路となっているため、通過車両が多い。
要望内容	一時停止の交通規制の実施要望 受付番号116 (6月14日受理)
位置図	
対応案	・ 提案の交差点における一時停止は、道路環境、交差点の形状を検討した結果、交通事故防止を図るために南詰の一時停止を実施する。

